

公益社団法人神奈川県看護協会賛助会員募集の趣意書

本協会の理念と活動指針

公益社団法人神奈川県看護協会は、「生命(いのち)・自律・情熱」の三つの精神を基本理念としています。生命とは、誕生から終焉まで、常に命と真摯に向き合う精神であり、自律とは看護職としての自己の規範を確立し、誠実に行動する精神、そして情熱とは、何事も強い熱意をもって成し遂げようとする精神です。

この基本理念に基づき、私たちは「地域・学び・人が看護をつなぐ、元気な看護職が神奈川の健康を守ります」をスローガンに掲げ、県民の皆様の公衆衛生の向上と健康保持・増進に寄与することを目的に活動しております。

そして、私たちの事業へのより一層のご理解とご支援を賜り、活動を円滑に推進するため、次世代の看護を支えるための賛助会員制度を設けております。

本制度は、ご賛同いただく皆様との強固な連携・協働を通じて、「看護の力」で共に神奈川県未来を創造していくための一歩となります。

つきましては、本協会事業の趣旨にご賛同いただけます企業・団体・看護師等養成機関・個人の皆様には、是非とも賛助会員として当協会の活動を力強くご支援賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

公益社団法人神奈川県看護協会
会長 本館 教子

公益社団法人神奈川県看護協会の事業

皆様からいただいた賛助会費は、本協会が実施する事業に使用いたします。

本協会の主な業務内容

1. 保健・医療・福祉の知識の普及啓発に関する事業
2. 在宅等での療養者のための訪問看護、居宅介護支援事業
3. 看護における医療安全及び災害時等の救護に関する事業
4. 看護師等の資質向上を図るための研修等に関する事業
5. 看護師等の就業促進及び看護に関する進路相談事業
6. 会員に対する支援事業
7. その他本協会の目的を達成するために必要な事業

賛助会費

会員種別	会費(1口あたり)	備考
法人会員	50,000 円	1 口以上(複数口の申込可)
看護師等養成機関会員	10,000 円	1 口以上(複数口の申込可)
個人会員	10,000 円	1 口以上(複数口の申込可)

・賛助会員有効期間は会費を支払った月の1日から1年間です。

・一旦支払い済みの賛助会費は、理由のいかんを問わず返還されません。

ご入会お申し込み後、御請求書を送付いたします。年会費を指定の銀行口座にお振り込みください。なお、翌年度からは会員期間満了月が近づきましたら更新のお手続きをご案内し、更新手続後に順次請求書を送付いたします。

公益社団法人神奈川県看護協会

総務企画課

賛助会員担当

soumu1@kana-kango.or.jp

045-263-2914